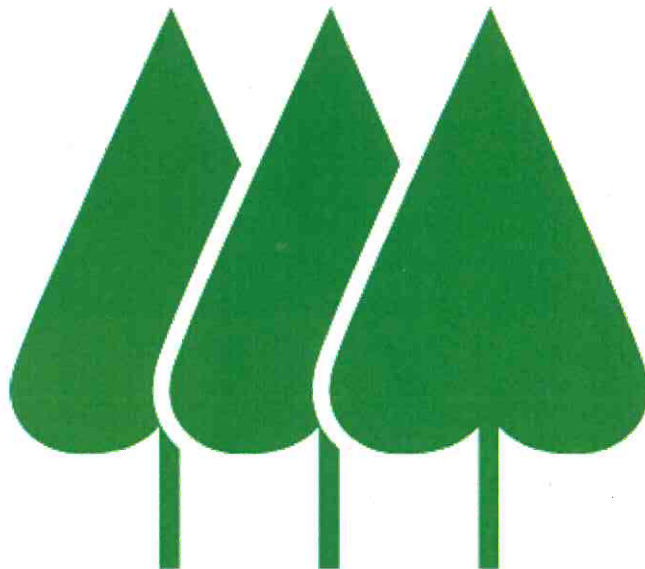


# 木材産業界独自の退職金共済制度

## 特定退職金共済制度 ご加入のおすすめ



### 【個人情報の取扱いについて】

当会は、法に適したかつ公正な方法によって「個人情報」（加入者の氏名・性別・生年月日等）を取得します。

取得した個人情報について当会は、この制度の「引受け・継続・維持管理」および「退職金等の支払い」の業務等、制度管理上必要な範囲にのみ利用します。

なお、この制度の運営にあたって、当会は個人情報の取扱いについて生命保険会社等へ委託します。この場合、適切な委託先を選定するとともに、契約により、委託先の義務と責任を明確にする等、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督します。

一般社団法人 木材産業退職金共済会

## 退職金の保全措置について

「賃金の支払の確保等に関する法律」（昭和 51 年法律第 34 号）に基づき、昭和 52 年 4 月 1 日より、事業主は退職金の支払いのための保全措置を講ずるよう要請されておりますが、この制度に加入した事業所は退職金の保全措置がなされているものとみなされます。

## 制度の特色

### 1. 掛金は全額損金または必要経費

- 法人の場合 (法人税法施行令第 135 条)  
(所得税法施行令第 64 条)

法人の負担した掛金は、全額損金に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。

- 個人事業所の場合 (所得税法施行令第 64 条)

個人事業主が負担した掛金は、全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。

### 2. 労務対策としても好適

- 退職金確保により従業員の勤労意欲の向上が図れます。
- 企業にとって大切な優秀人材の確保に寄与します。
- 企業への帰属意識が高まり、従業員の定着率の向上が図れます。

### 3. 国の制度（中小企業退職金共済制度）との重複加入も可能

- 現在、中小企業退職金共済制度に加入されている方も重複加入が可能です。ただし、他の特定退職金共済制度との重複加入はできません。

#### <ご参考>

##### 税法上の取扱い

(記載の内容は、平成 24 年 9 月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。)

給付の種類	取扱内容
退職一時金	退職所得になります。 退職所得の金額 = (退職金総額 - 退職所得控除額) × 1/2 [所得税法第 30 条・第 31 条、同法施行令第 72 条]
死亡退職一時金	相続税の対象となりますが、受取人が法定相続人の場合「500 万円 × 法定相続人数」までは非課税になります。 [相続税法第 3 条・第 12 条]

# 掛金と給付内容

## ◇掛金

- 掛金額 …………… 月額2,000円から30,000円の範囲で1,000円(2口)単位で取り扱います。
- 掛金の負担 ……… 掛金は全額事業主負担です。
- 掛金の増額 ……… 申し出により、掛金を増額することができます。  
(掛金を減額することはできません。)
- 掛金の払込 ……… 3か月分まとめたの払込みとなります。

## ◇退職一時金額表

加入期間	月額掛金				
	2,000円 (4口)	5,000円 (10口)	10,000円 (20口)	20,000円 (40口)	30,000円 (60口)
年	円	円	円	円	円
1	0	0	0	0	0
2	48,000	120,000	240,000	480,000	720,000
3	72,000	180,000	360,000	720,000	1,080,000
4	96,000	240,000	480,000	960,000	1,440,000
5	120,000	300,000	600,000	1,200,000	1,800,000
6	144,000	360,000	720,000	1,440,000	2,160,000
7	168,000	420,000	840,000	1,680,000	2,520,000
8	192,760	481,900	963,800	1,927,600	2,891,400
9	218,520	546,300	1,092,600	2,185,200	3,277,800
10	244,680	611,700	1,223,400	2,446,800	3,670,200
15	381,360	953,400	1,906,800	3,813,600	5,720,400
20	528,600	1,321,500	2,643,000	5,286,000	7,929,000
25	687,240	1,718,100	3,436,200	6,872,400	10,308,600
30	858,120	2,145,300	4,290,600	8,581,200	12,871,800
35	1,042,240	2,605,600	5,211,200	10,422,400	15,633,600
40	1,240,560	3,101,400	6,202,800	12,405,600	18,608,400

- (注) ・給付金額は、一般社団法人 木材産業退職金共済会「特定退職金共済事業に関する規程」に基づくものですが、経済変動等により、将来改定されることがあります。
- ・加入期間が満2年以上で支払われます。
  - ・1年未満の端数月のある場合は、月割りの額が支払われます。

## ◇給付金

給付の種類	給付内容	受取人
退職一時金	加入従業員が加入期間2年以上で死亡以外の事由で退職されたとき、または満80歳になられたとき(制度上満80歳で退職とします。)に支払われます。	加入従業員
死亡退職一時金	加入従業員が加入期間2年以上で死亡されたとき、退職一時金額に掛金月額1,000円あたり10,000円を加算した金額が支払われます。 なお、加入期間2年未満の場合には、加算部分のみ支払われます。	加入従業員の遺族

(注) やむを得ず途中で契約を解除した場合、退職一時金と同額が加入従業員に支払われます。

# 制度の取扱

## ◇ 加入できる事業主 = 共済契約者 =

製材、木材業等木材関連産業を営む事業主及びその団体は、一般社団法人 木材産業退職金共済会の会員になることができ、本制度に従業員を加入させることができます。

## ◇ 加入するときは = 任意包括加入 =

この制度に加入するかしないかは事業主の任意ですが、加入する場合は満 15 歳以上 78 歳未満の全従業員を加入させなければなりません。

なお、期間を定めて雇用される方、季節的業務に雇用される方、試用期間中の方、常時勤務に服することを要しない方、パートタイマー、休職中の方などは加入させなくても差支えありません。

## ● ただし、次の方は加入できません。

- ・ 共済契約者および共済契約者と生計を一にする親族である方
  - ・ 共済契約者たる法人の役員である方（ただし、使用人兼務役員は加入できます）
  - ・ 現に他の特定退職金共済団体の共済契約の被共済者（加入従業員）である方
- ※使用人兼務役員であるか否かの判定は、関与税理士に相談してください。

## ◇ 加入（増口）手続

- 加入** …… 新たに加加入資格を得られた従業員を本制度に加入させる場合
- 増口** …… 既加入者である従業員について月額掛金を増額させる場合

	提出書類	加入時期	送付期限日	銀行口座からの振替日	書類の提出先
加入	加入申込書※	1月1日 4月1日 7月1日	加入時期の 前々月 20日	加入時期の 前月 27日 (金融機関休業日の 場合は翌営業日)	都・道・府・県・木(協)連 または 取扱生命保険会社
増口	加入申込書	10月1日 (年4回)			

※本制度に加入される新規事業所は別途下記書類が必要となります。

入会申込書・事業所通知書兼預金口座振替申込書

## ◇ 掛金の収納事務

本制度の掛金の収納事務は株式会社 シーエスエスに委託し、事業主の銀行口座から振替します。

※連続 3 回振替不能となった場合は本制度から自動的に脱退となります。

※年 1 回 3/27 (金融機関休業日の場合は翌営業日) に掛金と年会費 (1,000 円) を合わせて振替します。

※新規加入の場合は加入時期にかかわらず、年会費および共済会入会金 (1,000 円) が必要です。

(初回掛金に合わせて振替します。)

## ◇ 加入者証の発行

加入従業員に対しては、「ご加入状況のお知らせ」を発行します。

## ◇ 給付金の請求

加入従業員が退職・死亡した場合は、都・道・府・県木(協)連または取扱生命保険会社に備え付けの書類で請求してください。

お問い合わせ先

**都・道・府・県木(協)連 または 住友生命保険相互会社の担当者**

本制度の健全な運営を期すために、一般社団法人 木材産業退職金共済会は、住友生命保険相互会社と新企業年金保険契約を締結し、その運営を委託しています。